平成28年7月28日第7回 定 例 会

会 議 録

妙見センター大 研 修 室

# 第6回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成28年7月28日(木)

## 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件名		
1		会期について		
2	4 4	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について		
3	4 5	農地法第3条許可申請について		
4	4 6	農地法第4条許可申請について		
5	4 7	農地法第5条許可申請について		
6	4 8	農地転用事業計画の変更申請の承認について		
7	4 9	農用地利用集積計画の調整について		

## 3. 会議日程

	月	日	時	間	内	容
					1. 開 会	
					2. 会議録署名委員の	)指名
					3. 開 議	
	, 🗆 ,		左從自吐		4. 会期について	日程第1号
7	7 月:	28 🛚	午後3時00分	5. 議案上程	日程第2号~日程第7号	
					6. 提案理由の説明、	質疑
					7. 討論、表決	
					8. 閉 会	
					9. 全員協議会	

#### 本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選·選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中村責郎	農協
委員	3番	駒水真富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中原敬彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑原和英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

#### 本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲 主幹兼農地係長 駒 水 孝 広 農 地 係 参 事 補 前 原 光 博 議長 平成28年第7回農業委員会を本日招集しましたところ,出席委員12名で定 足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで, 委員会の会議録署名委員を指名いたします。

13番畑野委員、2番中村委員に、お願いいたします。

日程第1号,会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に日程第2号,農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第2号議案第44号農地法第18条第6項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は1ページになります。大字,字,地番,地目,面積等につきましては 議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 85 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては田が1筆で483㎡でございます。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第2号,農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての,整理番号85号については,報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号15号

整理番号 15 の申請地は、〇〇字〇〇〇番〇、畑、1,778 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、○○○○さん、農業、62歳、○○町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、44歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。

共有持ち分9分の7の譲渡であり、所有権が移転されることから、3条許可を 得ようとするものです。

なお,残り持ち分については,相続未登記であり,手続きが可能になり次第, 申請見込みであります。

整理番号 15 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には 該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号15号の申請地については4ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇より北側約 350mの集落北側に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が 定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上説明を終わります。

議長 次に調査結果について、地区担当委員の報告をお願いいたします。

整理番号15号を俵積田義信委員にお願いします。

11番 (俵積田義信委員) 議案第 45 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 15 号について 報告いたします。

調査日は7月の19日。

立会人は譲受人の〇〇〇〇さん。

場所は○○集落から○○に向かう市道で,集落から出たところの 100m くらい 行った左側でございます。

譲受人が既に10年位前からお茶を栽培いたしております。

東側は市道,南・西側は山林,北側はお茶畑であります。

理由は相手方の要望,譲受人は〇〇町でお茶を栽培する認定農家であります。 権利取得後も引き続きお茶を栽培するということで,周囲への畑等への影響は ございません。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号,農地法第3条許可申請の整理番号15号については,事務局の説明及び,地区担当員の報告のとおり,許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号,農地法第4条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

整理番号6号

整理番号6号の申請地は〇〇町〇〇番,畑,283㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「現在、市外に在住しているので、申請地を農地として管理するには手が届かないため、駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は、7ページに掲載してあります。

○○○ 敷地より南約 10mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は準住居地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、自動車9台分の駐車場及び通路の設置です。

計画面積は283㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側は宅地,東側は宅地及び道,南側は宅地,西側は道であり,周囲に農地はありません。

雨水については自然流下及び西側市道側溝へ放流します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

本件申請地は、申請人が農地法の許可を得ず、平成 16 年 10 月に駐車場に整備 していたものです。今回、追認許可を得ようとするものです。

駐車場転用にあたり、「事前に着工していたこと深く反省し、今後、こうした 事のないよう十分注意する」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画,周囲の土地にこれまでも,被害を及ぼしたこともない ため,無断転用でありますが,やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして,整理番号7号

整理番号7号の申請地は○○町○○番,畑,350㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、団体職員です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電売電事業用地として活用するため。」とのことです。

申請地は、9ページに掲載してあります。

○○○○から北側 15mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第一種住低層居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定 地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないもの と考えます。 転用目的は、太陽光発電施設及びメンテナンス資材の置場及び駐車スペースの 設置で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も 350 ㎡で太陽光パネル (48 枚) 9.9kw を設置する計画で問題のない ものと思われます。

申請地北側は遊休地化した農地,東側及び西側は宅地,南側は宅地及び道です。 造成については約50cm程度の切土をしますが,周囲境界にはブロック積及び フェンスを設け,周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。 パネル間はそれぞれ2.0m程度の間隔は確保する計画で,隣地境界から約2.5 m程度離して設置し,日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお,経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており,事業実施の実現性は確認されております。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。 整理番号6号を板敷委員お願いします。

4番(板敷委員)整理番号6号について報告します。

7月19日、申請人○○さん立会いのもと、事務局の前原さん、中原委員と私で現地調査を行いました。

申請地は○○○○の近くです。

転用目的は駐車場です。

申請地は平成16年ごろ駐車場にしたとのことで、周囲の境界はブロック積みで、地面は西側道路と同じくらいの高さにコンクリートで舗装されていました。 周囲は宅地で雨水は西側道路側溝へ自然流下、現状のまま使うということです。 また、今までに雨水その他で苦情はなかったそうです。

以上のことからやむをえない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります。

- 議長 整理番号7号を、中原委員お願いします。
- 5番(中原委員)整理番号7号を報告いたします。
  - ○○町○○番地, 転用目的は太陽光発電施設。

申請人は○○○○さんで、○○○○北側に位置します。

日照通風等支障を及ぼす恐れも無く、被害防除計画も適正であり、周辺の農業 等に及ぼす影響は変更前と同程度と思われるので、問題のない申請ではないかと 思われます。

以上で終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号,農地法第4条許可申請の,整理番号6号及び7号については,事務局の説明及び,調査員の報告のとおり,承認することに御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第5号,農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で,所有権の移転に関する申請が6件です。

整理番号21号

整理番号 21 号の申請地は○○町○○番○,畑,169 ㎡です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん, 鰹節製造業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は薪コンテナ置場です。

申請事由は、「鰹節製造業を経営しており、隣接する申請地を、薪コンテナ置場として利用するため。」とのことです。

申請地は、12ページに掲載してあります。

申請人所有の○○○◎鰹節工場敷地の北側に隣接します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で,第一種住居地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は、薪コンテナ置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は隣接する雑種地も同時に譲受け、薪コンテナ 25 個分の置場と通路の設置です。

計画面積は169 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地北側は宅地及び道,東側が一体利用の雑種地,西側及び南側は宅地であり,周囲に農地はありません。

薪コンテナ置場への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積及びフェンスを設け、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。また、構築物を建築しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び南側の工場敷地より処理する計画です。

続きまして、整理番号22号

整理番号22号の申請地は○○町○○番,畑,242㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん,団体職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん,無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅敷地が住居や物置で車をおくスペースがないことから、申請地を自己及び来客用の駐車場として確保するため。」とのことです。

申請地は、14ページに掲載してあります。

○○郵便局より南西側 95m及び○○陸橋真下に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.2ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車2台分の駐車場です。

計画面積は242㎡で問題のないものと思われます。

申請地北側及び東側は農地,西側及び南側は道です。

駐車場への転用にあたり、西側境界より 10m程度約 50 cmの盛土をおこないますが、残りは現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積を施し、周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

農地境界より 1.6m以上控えて整備し,構築物もないことから, 日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、地下浸透及び南側へ自然流下させる計画です。

なお, 車の出入りは, 南側道路よりおこなう予定です。

続きまして、整理番号23号

整理番号 23 号の申請地は〇〇町〇〇番,畑,242 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は、16ページに掲載してあります。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が9戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが,適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の 候補地としており,致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。 計画面積は  $584 \,\mathrm{m}^2$ でありますが、北側及び東側農地との間に約  $1\sim2\mathrm{m}$ の高低 差があり、法面の保護をおこなうことから、有効利用面積は  $486.6 \,\mathrm{m}^2$ となってお ります。

申請地の南側は道、その他周囲は農地です。

一般住宅への転用にあたり、北側及び東側農地境界には2m控えてブロック積みを施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は高さは 5.7mの平屋であり、農地境界より 3.0m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び溜桝により南側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後東側・側溝に排水する予定です。

続きまして、整理番号24号

整理番号 24 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、472 m<sup>2</sup>です。

譲受人は○○○○さん、会社員です。

譲渡人は○○○○さん,無職です。

転用目的は一般住宅・車庫です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は18ページに掲載してあります。

6-48-1 事業計画変更と同時申請になります。

○○○○から南側約70mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で,第一種住居地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で,農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は472㎡で問題ないものと思われます。

申請地の北側及び西側は宅地,東側及び南側は道です。

一般住宅転用にあたり現況のまま整地のみで境界にはブロック積を施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び東側・側溝へ放流により処理する計画です。 建物は高さ3.7mの戸建て住宅であり、周囲土地から1.4m以上控えて建築し、 日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

続きまして、整理番号25号

整理番号 25 号の申請地は〇〇町〇〇番〇,畑,25 m²です。

譲受人は社会福祉法人〇〇〇〇理事長〇〇〇〇、社会福祉事業です。

譲渡人は○○○○さん,無職です。

転用目的は障害者支援施設敷地です。

申請事由は、「障害者支援施設の活動拠点及び事務所の敷地として利用する。」とのことです。

申請地は20ページに掲載してあります。

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  敷地より南側約 70mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.2ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。 転用目的は障害者支援施設敷地で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考 えます。 計画内容は、申請地及び北側に隣接する宗教法人の所有地を譲り受け、一体的に、障害者支援施設の敷地として利用するものです。申請地は主に、施設利用者の活動として取り組む花壇として利用する予定です。

申請地の北側は一体利用地,東側及び南側は道,西側は原野です。

障害者支援施設敷地転用にあたり、現況のまま、整地のみで、周囲境界にはブロック積みを設け、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。また、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

整理番号 21 号から 25 号につきましては、すべて、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむえない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号21号から23号までを板敷委員お願いします。

4番(板敷委員)整理番号21について報告します。

7月19日,譲受人〇〇氏立会いで事務局の前原さん,中原委員と私で現地調査を行いました。

申請地は○○町、○○○○工場の西隣です。

転用目的は鰹節製造用の薪コンテナ置場です。

申請地の南東側と南西側は的場水産の工場、北東側は譲渡人の駐車場ですが、 ここも申請地と同時に取得し一体として同コンテナ置場として利用する予定だ そうです。

権利取得後は譲渡人の土地との境界にはブロック塀をもうけ、雨水は南側へ流す計画です。

周囲に農地も無く、やむを得ない申請ではないかと思います。

次に、整理番号22について報告します。

同じく7月19日,譲受人の〇〇さん立会いのもと事務局の前原さん,中原委員と私で現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇から南西方向の国道〇〇号線の〇〇陸橋の真下になります。 転用目的は駐車場で,自宅に十分な駐車スペースが無く親戚や知人が尋ねてき たときに困るためです。

申請地は菜園として利用されていて、北側は畑、東側は畑、西側は陸橋の橋脚の敷地、南側は道路です。

権利取得後は砂利を敷いて重機で整地する計画でしたけれども、それでは雨が降ったときに道路へ砂利が流出するのではないかということになり、二台分の駐車場のみ整地し他の部分は雨水が浸透しやすいよう現状のままとしてくださいとお願いしました。

また,北側の畑と境界及び東側の境界のところにも雨水などの流出を防ぐため, ブロックを設置するようお願いしました。

雨水については南側道路へ自然流下です。

駐車場の一台分はパイプ車庫の予定ですが、周辺農地の日照通風等に支障を及 ぼすことはないと思われ、やむを得ない申請ではないかと思います。

次に整理番号23について報告します。

同じく7月19日,代理人の〇〇行政書士事務所〇〇さんの立会いで現地調査 を行いました。

申請地は〇〇町〇〇〇〇から東へ直線で500mくらいのところです。

転用目的は一般住宅と車庫・物置です。

申請地の西の畑は 1.5mくらい高く,北の畑は 2mくらい低く,東の畑も 1.5mくらい低くなっています。

権利取得後は北側と東側は法面をつけ、セメント吹きつけを行う計画で、法面の水平幅は2mの計画です。

また、法面をつけた部分にはブロック塀を設置するそうです。

住宅は高さ5.7mの平屋で、北側で境界より3mくらい控えて建築する計画で、 日照通風等に支障を及ぼす恐れは無いものと思われます。

雨水については貯め枡を設けて道路南側の側溝に放流,汚水や生活排水は合併 浄化槽で処理後,道路南側側溝に排水する計画です。

また、申請面積が 500 ㎡を超えますけれども、法面の面積を引きますと有効面積は 500 ㎡以下になるそうです。

以上のことからやむをえない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります。

議長 続きまして,整理番号24号及び25号までを,中原委員お願いします。

5番(中原委員)整理番号24号について報告いたします。

○○町○○番地、一般住宅と車庫であります。

譲受人は○○○○さん、譲渡人は○○○○さんでございます。

申請理由は,現在借家住まいのため自分の家を持ちたく申請するとのことです。 場所は○○○○の北側に位置します。

周辺は住宅地であり、農業等に及ぼす影響は無いものと思われます。

次に25号について報告いたします。

○○町○○番○,障害者支援施設敷地。

譲受人社会福祉法人○○○○理事長○○○○さんであります。

譲渡人は○○○○さん。

申請理由は障害者支援施設の活動拠点及び事務所の敷地として利用するとのことで、花壇として利用したいとのことでした。

周辺の農地等に及ぼす影響は無いものと思われますので,問題のない申請ではないかと思われます。

以上で終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号,農地法第5条許可申請の,整理番号21号から25号については, 事務局の説明及び,調査員の報告のとおり,承認することに御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、申請のとおり承認することに決定いたしま した。

次に日程第6号,農地転用事業計画の変更申請の承認についてを,議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画変更申請は1件で,当初転用事業者から事業継承者 への変更に関する申請です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は18ページに掲載してあります。

5-47-24 の 5 条転用許可と同時申請になります。

整理番号1号の申請地は○○町○○番です。

申請地は、当初許可後、境界にブロック積みを施したのみで工事未着手であります。

事業計画の変更理由は、平成22年6月25日付け受けた許可では、当初計画者が定年後、故郷である枕崎へ帰り、家を作るつもりで一般住宅として転用許可を受けていましたが、故郷へ帰るのを中止したため、事業承継者が、申請地を取得し、事業計画を継承するものであります。

変更後の事業計画は当初計画の転用事業(一般住宅,車庫)と同等の計画変更であり,隣接農地境界にはブロック積みを施してあり,営農条件への支障はないと思われます。

資金調達計画も適正であり、事業計画の実現は確実と思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号1号を中原委員お願いします。

5番(中原委員)日程第6号議案番号48号の整理番号1番について報告いたします。

7月19日に板敷委員,事務局の前原さんと私で3人で現地調査を致しました。

農地転用事業計画変更申請の承認について,事業計画変更後の転用目的は一般 住宅で、当初転用業者から事業継承者へ変更する申請であります。

変更理由は故郷である枕崎へ帰り、家を作るつもりで一般住宅として転用許可 を受けていましたが、故郷へ帰るのを中止し、事業承継者が申請地を取得し、自 己住宅を建てて転居するための申請であります。

変更後の転用事業により、当初計画の転用事業、一般住宅・車庫と同等の計画

変更であり、被害防除計画も適正であり、周辺の農地等に及ぼす影響は変更前と同程度と思われますので問題のない申請ではないかと思われます。

以上で終わります。

- 議長 只今の説明並びに関係議題に対し質疑・意見はありませんか。
- 7番(沖園委員)今の当該地のこの進入路の関係でお伺いしたいんですけど、幅員はどんくらいあるんですかね、○○の方から入った。
- 事務局 西側の方から入られるということですけども、幅員は 4mから 5mはあったと 思います。

車は離合はできませんが、普通乗用車一台分は十分通れる範囲だと思います。 7番(沖園委員)いつもこの3条4条申請等で気になるのが、非常にこの農業委員会と してはこうして許可申請等があがって許可をすると、そうすると農道里道との非 常に狭隘なところにこうして住宅が建ちこんでいた場合、将来的にですね、救急 車両等が進入できない場所が多数あると。

そういった場合にいろんな事例等が皆さん方もご存知かと思うんですけど、やっぱりそういう計画的な認可の許可のあり方というものも考えていかないと、将来的に行政に非常に財政負担を強いる、あるいは地域の地区道改修等で支障が生じてくるということがいつも気になってるんですけど、我々が農業委員会として許可をすると、そうなった場合、野放図にだんだんだんだん新たな宅地が広がっていけば、先ほど申しました救急車両等の進入に支障をきたしている状況が多々あるということで気になるんですよね。

農業委員会としてその辺をどう判断するかということも大事じゃなかろうかなと思っております。

例えばひとつ例をあげますと、○○集落の○○ちゅうところですかね、○○からずっと○○の方に下がる、あの辺なんかも全然救急車両は行かないと、非常に幅員が狭い農道に住宅が出来ていったという状況下にあると思うんですよね。

そういったのが市内各地にあるということですので、われわれのこの農業委員会の審査のあり方というますか、そういった部分をある程度は留意せないかんのかなと意見に留めておきます。

議長 事務局何かありますかね。

事務局 そのところに確認申請が下りるかどうかということが一番問題であって、転用の関係よりも住宅が建つか建たんかの方が問題だと思うんですよ。

ここが私もちょっと狭いような気がするんですよ,現地見てませんけど。 だけど 4m以上無ければ住宅は建たないと,現地確認はおりないということでありますから。

7番(沖園委員)この現地に行かれればすぐわかると思うんですけど, 東側からこの進入路は絶対 4m無いんですよ。

そして北側は4m以上あると。

通り抜けは離合は出来ない。

どっちが利便性が高いかというと東側が高い場所なんですよね。

でまあ仮にこういった場合に許可を与える場合は、例えば将来拡幅が出来るような条件をつけるとかそういった手法もあるのかなというふうに思います。

- 事務局 当然 4m以下の道路は中心後退ということで条件をつけて, 例えばこの反対の 家なんかがなんかするときには 4m広げなさいというような条件がつくと思いますが, これは上から来たところが 4mあるから許可は出ると思います。
- 7番(沖園委員)この上からきたやつは農面道路の陸橋みたいなところを潜り抜けてくるところだと思うんですよね。

幅員もですけどそういった救急車両等の関係から言えば若干その辺も考慮すべき場所かなと、これはまあ一例ですから提案ということで、提言ということで申し上げてるんです。

議長 他に意見ございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑意見を終結します。

おはかりいたします。

日程第6号,農地転用事業計画の変更申請の承認については,事務局の説明及 び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって,議案第48号については,申請のとおり承認することに決定しました。次に日程第7号,農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は22ページになります。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 88 号から 94 号の利用権設定を受ける者,  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さん外 6 名, 利用権設定をするもの $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さん外 7 名で, 設定面積は, 畑が 12 筆の 10, 941 ㎡で, 樹園地が 1 筆の 2, 466 ㎡ございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は23ページになります。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 15 号,譲渡人は兵庫県にお住いの〇〇〇〇さん,譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん,経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は,1 筆で,1,105 ㎡,価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号,農用地利用集積計画の調整のうち,利用権設定の整理番号88号から94号までと,所有権移転の整理番号15号及び16号については,原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第49号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積 計画を定めるべき旨、8月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後3時45分閉会